

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年5月13日

京都市長 門川大作

京都市規則第10号

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市動物園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表遊戯施設の項中	定置式乗物	140円	を
	回転スクーター	200	

「回転スクーター 200円」に改め、同表写真撮影の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(動物園)